

# 厚生労働大臣の定める掲示事項のお知らせ

## 〔入院基本料に関する事項〕

1. 当院は、入院患者 10 人に対して 1 人以上の看護職員を、1 日に平均して配置しています。

## 〔九州厚生局長への届出事項に関する事項〕

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出をおこなっています。

◇急性期一般入院料 5◇救急医療管理加算◇診療録管理体制加算 3◇医師事務作業補助体制加算 2 (25 対 1) ◇急性期看護補助体制加算 25 対 1(看護補助者 5 割以上)◇重症者等療養環境特別加算◇医療安全対策加算 2・医療安全対策地域連携加算 2◇感染対策向上加算 1・指導強化加算◇後発医薬品使用体制加算 2◇データ提出加算 1 ◇入退院支援加算 1・入院時支援加算：有◇認知症ケア加算 3◇医療 DX 推進体制整備加算◇栄養サポートチーム加算◇地域包括ケア入院医療管理料 2◇看護職員処遇改善評価料(35)◇外来・在宅ベースアップ評価料( I)◇入院ベースアップ評価料 42◇がん性疼痛緩和指導管理料◇二次性骨折予防継続管理料 1・2・3◇救急搬送看護体制加算 2 ◇外来腫瘍化学療法診療料 2◇開放型病院共同指導料◇がん治療連携指導料◇薬剤管理指導料◇医療機器安全管理料 1◇在宅療養支援病院◇検体検査管理加算(Ⅱ)◇CT 撮影及び MRI 撮影◇外来化学療法加算 2◇無菌製剤処理料◇脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)◇運動器リハビリテーション料( I)◇胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）※医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術◇胃瘻造設時嚥下機能評価加算◇輸血管理料Ⅱ◇輸血適正使用加算◇人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算)◇協力対象施設入所者入院加算

2. 入院時食事療養( I)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

## 〔保険外負担に関する事項〕

当院では、以下の項目についてその使用に応じた実費の負担をお願いしています。

- 1) 日常生活に必要なもの（別紙）
- 2) 診断書料 1,100 円～5,500 円（別紙・税込み）
- 3) その他 詳しくは、医事係もしくは職員におたずね下さい。

## 〔特定療養に関する事項〕

1. 特別の療養環境の提供

種 別	料 金 (税込み)	
特別室使用料	1 日につき	5,500 円
個室使用料		トイレ付 4,400 円 トイレ無 3,300 円
2 人室使用料		2,200 円

2. 入院が 180 日を超える入院

通算入院期間が 180 日を超えて入院する患者様については、180 日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴う世話、その他の看護に係る料金として、厚生労働省が定める点数の 15%（1 日 2,409 円）を徴収させていただきます。

## 〔手術に関する事項〕 別提示